

○原学年留置報告

・概要

- (1) 児童生徒の進級又は卒業が認められないとき、その旨を地教委へ通知する

・関係法令等

- (1) 学校教育法施行規則 第57条、79条
- (2) 市町村学校管理規則

・事務処理

処 理 内 容	
事由の確認	卒業及び修了判定により、認められなかった児童生徒について、理由を確認する
報 告	原級留置報告書を作成し、校長の決裁後、地教委へ提出する

・留意事項

- (1) 該当児童生徒はもとより、保護者とも十分に話し合いをし、納得のうえで事務を進める
- (2) 指導要録の転籍事務、留年学級への連絡、卒業学年においては卒業生名簿記載除外、小学校にあっては、進級中学校への連絡等を忘れずに行う

以 下 余 白